

株 式 等 納 税 猶 予 税 額 の 計 算 書

第 8 の 2 表
(平成 27 年 分 以 降 用)

この計算書は、経営承継相続人等又は経営相続継承受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予の特例に係る納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。 (注) 経営承継相続人等及び経営相続継承受贈者に該当する人を、以下この計算書（第 8 の 2 表）において「経営承継人」と表記しています。				被 相 続 人	
私は、第 8 の 2 表の付表 1・付表 2 の「2 特例非上場株式等の明細」又は第 8 の 2 表の付表 3 の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項、同法第 70 条の 7 の 4 第 1 項、所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）附則第 64 条第 2 項又は第 7 項）の適用を受けます。				経 営 承 継 人 (経営承継相続人等・) 経営相続継承受贈者)	
1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算					
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
① この計算書の経営承継人の第 8 の 2 表の付表 1・付表 2・付表 3 の A 欄の合計額				円	
② この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第 1 表のその人の③欄の金額）					
③ この計算書の経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（この計算書の経営承継人の第 1 表の (①+②) (又は第 3 表の①欄) の金額）					
④ 控除未済債務額（①+②-③）の金額（赤字の場合は 0）					
⑤ 特定価額（①-④）(1,000 円未満切捨て) (赤字の場合は 0)				, 000	
⑥ 特定価額の 20％に相当する金額（⑤×20％）(1,000 円未満切捨て)				, 000	
⑦ この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の者の第 1 表の⑥欄（又は第 3 表の⑥欄）の金額の合計）				, 000	
⑧ 基礎控除額（第 2 表の②欄の金額）				, 000, 000	
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑦-⑧）				, 000	
⑩ 特定価額の 20％に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥+⑦-⑧）				, 000	
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算					
⑪ 法定相続人の氏名	⑫ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の 20％に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑬法定相続分に応ずる取得金額 (⑨×⑫)	⑭相続税の総額の基礎となる税額 (第 2 表の「速算表」で計算します。)	⑮法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×⑫)	⑯相続税の総額の基礎となる税額 (第 2 表の「速算表」で計算します。)
		円	円	円	円
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
法定相続分の合計	1	⑰相続税の総額 (⑭の合計額)	00	⑱相続税の総額 (⑯の合計額)	00
(注) 1 ③欄の「第 1 表の (①+②)」の金額は、経営承継人が租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第 3 表の①欄」の金額となります。また、⑦欄の「第 1 表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第 3 表の⑥欄」の金額となります。 2 ⑪及び⑫欄は第 2 表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。					
2 株式等納税猶予税額の計算					
① (経営承継人の第 1 表の (⑬+⑭-⑫)) の金額				円	
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1 の⑪×1 の⑤／1 の (⑤+⑦)）					
③ 特定価額に基づき相続税額の 2 割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）					
a (②+③-経営承継人の第 1 表の⑫) の金額（赤字の場合は 0）					
④ 特定価額の 20％に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（1 の⑬×1 の⑥／1 の (⑥+⑦)）					
⑤ 特定価額の 20％に相当する金額に基づき相続税額の 2 割加算が行われる場合の加算金額（④×20％）					
b (④+⑤-経営承継人の第 1 表の⑫) の金額（赤字の場合は 0）					
⑥ 経営承継人の第 1 表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第 1 表の (⑨ (又は⑩) +⑪-⑫)）(赤字の場合は 0)					
⑦ (①+a-b-⑥) の金額（赤字の場合は 0）					
⑧ (a-b-⑦) の金額（赤字の場合は 0）					
⑨ 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が 2 社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注 3 参照）					
イ (会社名) に係る株式等納税猶予税額（⑧×イの株式等に係る価額／1 の①）(100 円未満切捨て)				00	
ロ (会社名) に係る株式等納税猶予税額（⑧×ロの株式等に係る価額／1 の①）(100 円未満切捨て)				00	
ハ (会社名) に係る株式等納税猶予税額（⑧×ハの株式等に係る価額／1 の①）(100 円未満切捨て)				00	
⑩ 株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ）（注 3 参照）				00	
(注) 1 ⑥欄の算式中の「第 1 表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第 1 表の⑩」の金額とします。 2 ⑨欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が 1 社のみの場合は、⑨欄の記入は行わず、⑧欄の金額を⑩欄に記入します (100 円未満切捨て)。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第 8 の 2 表の付表 1 及び付表 2 の「2 特例非上場株式等の明細」の⑤欄並びに第 8 の 2 表の付表 3 の「2 特例相続非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいます。また、会社が 4 社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 3 ⑩欄の金額を経営承継人の第 1 表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、第 8 の 5 表の⑫欄の金額を経営承継人の第 1 表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。					
※の項目は記入する必要がありません。					
※税務署整理欄		入力		確認	